

独評発第1115001号  
平成17年11月15日

政策評価・独立行政法人評価委員会  
委員長 丹羽 宇一郎 殿

厚生労働省独立行政法人評価委員会  
委員長 黒川 清



厚生労働省所管の独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率（案）につ  
いて

下記法人の役員退職者の退職金に係る業績勘案率（案）については、別添のとおり決定  
したので、通知する。

記

独立行政法人国立健康・栄養研究所（別添1）  
独立行政法人産業安全研究所（別添2）



(別添1-1)

健栄発第264号

平成17年9月6日

厚生労働省独立行政法人評価委員会

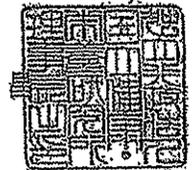
黒川 精 殿

独立行政法人国立健康・栄養研究所の役員退職について

独立行政法人

国立健康・栄養研究所

理事長 渡 邊



平成17年3月31日付けで、当所の下記役員が退職いたしましたので、その退職手当に係る業績助成率の算定をお願いいたします。

記

氏 名	■■■■■■■■■■
役 職	理事長
在職期間	平成13年4月1日から平成17年3月31日

以 上

(別添1-2)

独立行政法人国立健康・栄養研究所の役員の退職金に係る業績勘案率について

独立行政法人国立健康・栄養研究所の退職役員の退職金に係る業績勘案率(案)については、以下のとおりとする。

理事長 XXXXXXXXXX 業績勘案率は、1.0とする。  
(業績勘案率の適用があるのは、平成16年1月1日以降の在職期間に限る。)

※「独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の決定方法について」(平成16年3月30日厚生労働省独立行政法人評価委員会決定、別紙1)に基づき、以下のとおり算定したもの。

(1) 役員の在職期間のうち法人の年度評価実施期間の実績に基づく算定

	平成15年度	平成16年度
法人の年度業績勘案率の平均値	1.48 (別紙2)	1.57 (別紙3)
平均値の分類	Y	X
各分類に対応する率	1.0	1.5

・在籍月数

15ヶ月(平成15年度3ヶ月、平成16年度12ヶ月)

$(1.0 \times 3 \text{ヶ月} + 1.5 \times 12 \text{ヶ月}) \div 15 \text{ヶ月} = 1.4$

(2) 役員の在職期間のうち年度評価未実施期間の実績

→ 無

(3) 当該役員の在職期間のうち、業績勘案率適用期間における目的積立金の状況

→ 無

(4) 退職役員に係る職責事項についての申請の有無

国立健康・栄養研究所からの申請 → 無

独立行政法人評価委員会委員からの申請 → 無

(5) 独立行政法人評価委員会(第21回調査研究部会)での審議

上記の結果を基に審議し、当該役員の業績勘案率を1.0とすることで了承。

## 独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の決定方法について

平成16年3月30日決定  
 平成16年12月1日改定  
 厚生労働省独立行政法人評価委員会

## 1. 業績勘案率の算定方法

- ① 厚生労働省独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）における退職役員の業績勘案率の算定については、以下の方法により行うこととする。

イ 法人の各年度の個別評価項目ごとのS～D評価を下表1により点数化し、平均したもの（小数点第3位を四捨五入したもの）を各年度の業績勘案率（以下「年度業績勘案率」という。）とする。

※表1

個別評価項目ごとの 業務実績評価結果	評価結果に対応する率
S	2.0
A	1.5
B	1.0
C	0.5
D	0.0

- ロ 年度業績勘案率を下表2によりXからZのいずれかに分類し、各分類に対応する数値に換算した上、それらを当該役員の在職月数に応じ加重平均したもの（小数点第2位を四捨五入する。）を当該役員の業績勘案率とする。

※表2

年度業績勘案率の 平均値	各平均値の 分類	各分類に対応 する率
1.50～2.00	X	1.5
0.51～1.49	Y	1.0
0.00～0.50	Z	0.5

- ② 下記2の②又は③の決定に係る時点において、未だ評価が行われていない期間に係る年度業績勘案率については、当該年度の退職時点までの実績と前年度の評価結果等を比較考量の上、その他の事由を総合的に勘案することにより、適切に算定することとする。(法人設立直後で業務実績評価結果が存在しない場合については、当該退職役員の在職期間における法人の業績を勘案した上、適切に算定することとする。)
- ③ ある中期目標期間の全期間を通じて在職し、かつ、当該中期目標期間の評価結果が決定されている場合には、各年度の年度業績勘案率を用いるのではなく、中期目標期間の評価結果を基本として、上記①に準じた方法に基づき算出した数値を用いることとする。
- ④ 1. 0を超える業績勘案率を決定する場合は、当該退職役員の在職期間における目的積立金の状況等に照らして適切であるかを考慮することとする。
- ⑤ 退職役員の職責に係る特段の事項(以下「職責事項」という。)については、当該法人からの申請又は部会委員からの申出があった場合に限り、当該職責事項が法人の業績に与えた影響の程度及び部会委員の意見等を考慮し、上記①～④の方法により算出された数値に0.5を上限として増減できることとする。
- ⑥ その他、業績勘案率を算定する上で考慮すべき特段の事由があると認められる場合には、当該事由を考慮して、業績勘案率の算定に当たって、上記①～⑤の方法により算出された数値に反映させることができることとする。

## 2. 業績勘案率の決定手続き

- ① 法人は、役員の退職に際し、厚生労働省独立行政法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)に対し業績勘案率の決定について文書にて依頼を行う。
- ② 評価委員会は、①の依頼を受け取ったときは、各部会において業績勘案率についての審議及び決定を行うものとする。

- ③ 上記の方法により算定された業績勘案率について、上記1の②の表2のX～Zの分類を適用させた場合に当該分類の結果がX又はZに該当せず、かつ、1の⑤の職責事項に係る申請及び申出がそれぞれ法人及び部会委員からなされない場合に限り、上記②の規定にかかわらず、あらかじめ部会委員の意見を踏まえた上で、部会長において業績勘案率を決定できるものとする。  
なお、この場合において、部会長は、直後に開催される部会において、当該業績勘案率の決定についての報告を行う。
- ④ 上記の方法により決定された業績勘案率については、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「総務省評価委員会」という。）に通知し、意見の有無についての確認を行う。
- ⑤ ④により総務省評価委員会に対し通知を行った業績勘案率について、総務省評価委員会からの意見の内容に照らして、業績勘案率の再算定が必要ないと認められる場合には、部会長において業績勘案率を最終決定できるものとする。この場合において、部会長は、業績勘案率の最終決定後、これを速やかに法人に通知する。なお、業績勘案率が1.5を超え、又は0.5を下回る場合には、これに加えて速やかに厚生労働大臣に通知する。

個別項目に関する評価結果

国立健康・栄養研究所																
平成15年度評価結果																
													平均	評価結果		
1	効率的な業務運営体制の確立	5	4	4	5	5	5	3	5	4	4	5	4	4.45	A	1.5
2	内部進行管理の充実	4	5	5	4	5	5	3	4	4	5	5	6	4.45	A	1.5
3	業務運営の効率化に伴う経費削減	5	4	4	5	5	5	2	4	5	5	4	4	4.36	A	1.5
4	効率的な研究施設及び研究設備の利用	4	3	4	4	3	3	3	4	4	4	4	4	3.64	A	1.5
5	社会的ニーズの把握	4	4	4	4	4	4	3	4	4	4	4	4	3.91	A	1.5
6	国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究	4	3	5	4	5	4	3	5	5	5	4	4	4.27	A	1.5
7	国民の栄養その他国民の食生活の調査及び研究	4	4	5	4	5	4	4	5	4	5	4	4	4.36	A	1.5
8	食品についての栄養生理学上の調査及び研究	4	4	5	4	4	4	4	5	4	5	4	4	4.27	A	1.5
9	基礎的研究	4	4	4	4	4	5	3	4	4	4	5	4	4.18	A	1.5
10	栄養改善法の規定に基づく業務	4	3	4	4	4	4	3	5	4	5	4	4	4.00	A	1.5
11	行政課題への適切な対応	4	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	3.91	A	1.5
12	職員の資質の向上	3	3	4	4	4	4	3	3	4	4	4	3	3.55	A	1.5
13	外部評価の実施及び評価結果の公表	4	3	4	4	4	3	3	4	4	4	4	3	3.64	A	1.5
14	学会発表等の促進	4	3	5	5	5	5	4	5	5	5	5	5	4.64	S	2
15	インターネット等による調査及び研究の成果に関する情報の発信	4	4	4	4	4	4	4	5	4	5	4	3	4.09	A	1.5
16	講演会等の開催	4	3	4	4	4	3	3	4	4	4	4	3	3.94	A	1.5
17	知的財産権の活用	4	3	4	4	3	4	3	4	4	4	4	4	3.73	A	1.5
18	若手研究者等の育成	4	3	4	4	3	3	3	3	4	4	4	4	3.55	A	1.5
19	研究総力の推進	4	4	5	4	4	5	3	4	4	5	4	4	4.18	A	1.5
20	運営費交付金以外の収入の確保	4	4	4	4	5	5	3	4	4	4	4	4	4.09	A	1.5
21	予算、収支計画及び資金計画	4	2	4	4	4	4	3	4	4	4	4	4	3.73	A	1.5
22	施設及び設備に関する計画	3	3	3	3	3	3	3	3	4	3	4	3	3.18	B	1
23	職員の人事に関する計画	3	3	4	3	4	3	3	4	3	4	3	3	3.36	B	1
													1.48			



(別添2-1)

安研発第52号  
平成17年9月1日

厚生労働省独立行政法人評価委員会

黒川 清 殿

独立行政法人産業安全研究所

理事長 鈴木 芳 美



独立行政法人産業安全研究所の役員退職について

平成17年3月31日付けで、当所の下記役員が退職いたしましたので、その退職手当に係る業績勘案率の算定をお願いいたします。

記

- |   |      |                       |
|---|------|-----------------------|
| 1 | 氏名   | ██████████            |
|   | 役職   | 理事長                   |
|   | 在職期間 | 平成13年4月1日から平成17年3月31日 |
| 2 | 氏名   | ██████████            |
|   | 役職   | 理事                    |
|   | 在職期間 | 平成15年4月1日から平成17年3月31日 |

独立行政法人産業安全研究所の役員の退職金に係る業績勘案率について

独立行政法人産業安全研究所の退職役員（2名）の退職金に係る業績勘案率（案）については、以下のとおりとする。

理事長 [redacted] 業績勘案率は、1.0とする。  
(業績勘案率の適用があるのは、平成16年1月1日以降の在職期間に限る)

理事 [redacted] 業績勘案率は、1.0とする。  
(業績勘案率の適用があるのは、平成16年1月1日以降の在職期間に限る)

※「独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の決定方法について」（平成16年3月30日厚生労働省独立行政法人評価委員会決定、別紙1）に基づき、以下のとおり算定したもの。

(1) 役員の在職期間のうち法人の年度評価実施期間の実績に基づく算定

	平成15年度	平成16年度
法人の年度業績勘案率の平均値	1.31 (別紙2)	1.53 (別紙3)
平均値の分類	Y	X
各分類に対応する率	1.0	1.5

・在籍月数

15ヶ月（平成15年度3ヶ月、平成16年度12ヶ月）

$(1.0 \times 3 \text{ヶ月} + 1.5 \times 12 \text{ヶ月}) \div 15 \text{ヶ月} = 1.4$

(2) 役員の在職期間のうち年度評価未実施期間の実績

→ 無

(3) 当該役員の在職期間のうち、業績勘案率適用期間における目的積立金の状況

→ 無

(4) 退職役員に係る職責事項についての申請の有無

産業安全研究所からの申請 → 無

独立行政法人評価委員会委員からの申請 → 無

(5) 独立行政法人評価委員会（第21回調査研究部会）での審議

上記の結果を基に審議し、当該役員（2名）の業績勘案率を1.0とすることで了承。

## 独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の決定方法について

平成16年3月30日決定  
平成16年12月1日改定  
厚生労働省独立行政法人評価委員会

## 1. 業績勘案率の算定方法

- ① 厚生労働省独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）における退職役員の業績勘案率の算定については、以下の方法により行うこととする。

イ 法人の各年度の個別評価項目ごとのS～D評価を下表1により点数化し、平均したもの（小数点第3位を四捨五入したもの）を各年度の業績勘案率（以下「年度業績勘案率」という。）とする。

※表1

個別評価項目ごとの 業務実績評価結果	評価結果に対応する率
S	2.0
A	1.5
B	1.0
C	0.5
D	0.0

- ロ 年度業績勘案率を下表2によりXからZのいずれかに分類し、各分類に対応する数値に換算した上、それらを当該役員の在職月数に応じ加重平均したもの（小数点第2位を四捨五入する。）を当該役員の業績勘案率とする。

※表2

年度業績勘案率の 平均値	各平均値の 分類	各分類に対応 する率
1.50～2.00	X	1.5
0.51～1.49	Y	1.0
0.00～0.50	Z	0.5

- ② 下記2の②又は③の決定に係る時点において、未だ評価が行われていない期間に係る年度業績勘案率については、当該年度の退職時点までの実績と前年度の評価結果等を比較考量の上、その他の事由を総合的に勘案することにより、適切に算定することとする。(法人設立直後で業務実績評価結果が存在しない場合については、当該退職役員の在職期間における法人の業績を勘案した上、適切に算定することとする。)
- ③ ある中期目標期間の全期間を通じて在職し、かつ、当該中期目標期間の評価結果が決定されている場合には、各年度の年度業績勘案率を用いるのではなく、中期目標期間の評価結果を基本として、上記①に準じた方法に基づき算出した数値を用いることとする。
- ④ 1. 0を超える業績勘案率を決定する場合は、当該退職役員の在職期間における目的積立金の状況等に照らして適切であるかを考慮することとする。
- ⑤ 退職役員の職責に係る特段の事項(以下「職責事項」という。)については、当該法人からの申請又は部会委員からの申出があった場合に限り、当該職責事項が法人の業績に与えた影響の程度及び部会委員の意見等を考慮し、上記①～④の方法により算出された数値に0.5を上限として増減できることとする。
- ⑥ その他、業績勘案率を算定する上で考慮すべき特段の事由があると認められる場合には、当該事由を考慮して、業績勘案率の算定に当たって、上記①～⑤の方法により算出された数値に反映させることができることとする。

## 2. 業績勘案率の決定手続き

- ① 法人は、役員の退職に際し、厚生労働省独立行政法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)に対し業績勘案率の決定について文書にて依頼を行う。
- ② 評価委員会は、①の依頼を受け取ったときは、各部会において業績勘案率についての審議及び決定を行うものとする。

- ③ 上記の方法により算定された業績勘案率について、上記1の②の表2のX～Zの分類を適用させた場合に当該分類の結果がX又はZに該当せず、かつ、1の⑤の職責事項に係る申請及び申出がそれぞれ法人及び部会委員からなされない場合に限り、上記②の規定にかかわらず、あらかじめ部会委員の意見を踏まえた上で、部会長において業績勘案率を決定できるものとする。  
なお、この場合において、部会長は、直後に開催される部会において、当該業績勘案率の決定についての報告を行う。
- ④ 上記の方法により決定された業績勘案率については、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「総務省評価委員会」という。）に通知し、意見の有無についての確認を行う。
- ⑤ ④により総務省評価委員会に対し通知を行った業績勘案率について、総務省評価委員会からの意見の内容に照らして、業績勘案率の再算定が必要ないと認められる場合には、部会長において業績勘案率を最終決定できるものとする。この場合において、部会長は、業績勘案率の最終決定後、これを速やかに法人に通知する。なお、業績勘案率が1.5を超え、又は0.5を下回る場合には、これに加えて速やかに厚生労働大臣に通知する。

個別項目に関する評価結果

産業安全研究所															
平成15年度評価結果															
													平均	評価結果	対応率
1	効果的な業務運営体制の確立	3	3	4	4	4	4	4	3	4	4	3	3.64	A	1.5
2	内部進行管理の充実	4	3	5	4	5	4	4	4	5	5	4	4.36	A	1.5
3	業務運営の効率化に伴う経費削減	3	2	4	4	3	3	3	3	4	4	3	3.36	B	1
4	効果的な研究施設・設備の利用	4	4	4	4	4	4	4	3	4	4	4	3.91	A	1.5
5	労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映	3	3	4	4	4	4	4	3	3	4	4	3.64	A	1.5
6	プロジェクト研究	3	3	4	4	4	4	3	3	4	4	4	3.64	A	1.5
7	基礎的研究	4	3	5	4	5	4	4	4	5	4	4	4.27	A	1.5
8	労働災害の原因等に関する調査・研究	4	4	5	5	4	5	4	4	5	4	4	4.45	A	1.5
9	国内外の基準制定への科学的貢献	4	3	5	4	5	4	4	3	4	5	4	4.18	A	1.5
10	産業安全に関する国内外の科学技術情報、資料等の調査	3	3	4	3	4	3	4	3	4	4	3	3.45	B	1
11	外部評価の実施及び評価結果の公表	3	3	4	3	4	3	4	3	4	4	4	3.55	A	1.5
12	学会発表等の促進	3	4	5	5	5	5	5	3	4	5	4	4.36	A	1.5
13	インターネット等による研究成果情報の発信	3	3	4	4	4	4	4	3	4	4	4	3.73	A	1.5
14	講演会の開催、研究所一般公開	3	3	4	4	4	4	3	3	4	4	3	3.55	A	1.5
15	知的財産の活用促進	4	5	4	4	5	4	5	4	5	4	4	4.45	A	1.5
16	国内外の若手研究者・技術者等の育成への貢献	3	4	4	4	4	4	4	3	4	4	3	3.73	A	1.5
17	研究協力の促進	4	3	5	5	5	4	4	3	4	4	5	4.18	A	1.5
18	運営費交付金以外の収入の確保	3	3	4	3	4	3	4	3	3	4	3	3.36	B	1
19	予算、収支及び資金計画	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3.00	B	1
20	人事に関する計画	3	3	4	4	4	3	4	3	4	4	3	3.55	A	1.5
21	施設・設備に関する計画	3	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2.91	B	1
														1.31	

個別項目に関する評価結果

産業安全研究所		平成16年度評価結果											平均	評価結果	対応率		
1	効果的な業務運営体制の確立	4	4	4	3	4	4	4	4	3	4	4	4	4	3.80	A	1.5
2	内部進行管理の充実	4	4	5	4	4	4	4	4	5	4	4	4	5	4.30	A	1.5
3	業務運営の効率化に伴う経費削減	4	3	4	4	4	3	4	4	4	4	4	4	4	3.80	A	1.5
4	効果的な研究施設・設備の利用	4	3	4	3	4	4	4	4	4	3	4	4	4	3.70	A	1.5
5	労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	3	4	4	3.80	A	1.5
6	プロジェクト研究	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	3.70	A	1.5
7	基礎的研究	4	3	5	4	4	5	5	5	5	3	4	4	5	4.20	A	1.5
8	労働災害の原因等に関する調査・研究	5	4	5	5	4	5	4	5	5	3	4	4	5	4.50	S	2
9	国内外の基準制改正への科学的貢献	5	5	5	5	4	5	4	4	5	4	4	4	5	4.60	S	2
10	産業安全に関する国内外の科学技術情報、資料等の調査	4	3	4	4	4	4	4	4	4	5	3	4	4	3.90	A	1.5
11	外部評価の実施及び評価結果の公表	5	3	4	3	4	4	4	4	4	5	3	4	4	3.90	A	1.5
12	学会発表等の促進	4	3	4	4	4	4	4	4	4	5	4	4	4	4.00	A	1.5
13	インターネット等による研究成果情報の発信	4	4	4	4	4	4	4	4	4	5	4	4	4	4.10	A	1.5
14	講演会の開催、研究所一般公開	3	4	4	4	4	4	4	4	4	3	4	4	4	3.80	A	1.5
15	知的財産の活用促進	5	3	5	4	4	5	4	4	4	5	4	4	5	4.40	A	1.5
16	国内外の若手研究者・技術者等の育成への貢献	3	3	4	4	4	4	4	4	4	3	4	4	4	3.70	A	1.5
17	研究協力の促進	4	2	4	4	4	4	4	5	5	4	4	4	5	4.10	A	1.5
18	運営費交付金以外の収入の確保	3	3	4	3	4	4	4	4	4	2	4	4	4	3.50	A	1.5
19	予算、収支及び資金計画	3	3	3	3	3	3	3	3	4	3	3	3	3	3.10	B	1
20	人事に関する計画	4	3	4	3	4	4	4	3	4	3	4	4	3	3.50	A	1.5
21	施設・設備に関する計画																
1.53																	